

第5回 愛莊町公共下水道事業 審議会資料

令和8年8月24日

議事① 第4回審議会（令和8年6月8日）の振り返り

2

使用料改定案について

- 令和9年度から15%の使用料改定を実施することで使用料収入増加を見込んでおり、それにより下水道事業の独立採算を目指す経営が可能となります。
- 改定による増収分を「**基本使用料+従量使用料の両方を値上げて賄う**」方針の中、実際にどのようにご負担いただくか以下の使用料改定案を検討しました。

（令和4～6年度の実績水量平均値を基に、令和9年度の予想水量による使用料区分別の金額影響等を試算）

改定案①：基本使用料を1,000円とし、11m³以上の従量使用量の値上げで賄う。

改定案②：基本使用料を1,000円とし、従量使用量の値上げで賄う。

改定案③：基本使用料を700円とし、従量使用量の値上げで賄う。（審議で決定）

第4回審議会(令和8年6月8日)の振り返り

3

改定案ごとの使用料収入試算

現行使用料単価での令和9年度使用料予測

水量区分	現行基本料 /料 率	水量区分ごとの 使用水量	使用料収入	パターンC	一律15%増	改定案①	基本料1,000円	改定案②	基本料1,000円	改定案③	基本料700円
(m³/月)	(円)	(m³)	(円)	単価(円/m³)	使用料収入(円)	単価(円/m³)	使用料収入(円)	単価(円/m³)	使用料収入(円)	単価(円/m³)	使用料収入(円)
基本使用料	600		52,999,200	690	60,949,080	1,000	88,332,000	1,000	88,332,000	700	61,832,400
従 量 使 用 料	0 ~ 10	775,495	46,529,700	69	53,509,155	60	46,529,700	70	54,284,650	70	54,284,650
	11 ~ 30	828,880	99,465,600	138	114,385,440	130	107,754,400	140	116,043,200	140	116,043,200
	31 ~ 50	183,734	23,885,420	150	27,560,100	140	25,722,760	150	27,560,100	150	27,560,100
	51 ~ 100	97,685	13,675,900	161	15,727,285	150	14,652,750	160	15,629,600	160	15,629,600
	101 ~ 750	181,424	27,213,600	173	31,386,352	160	29,027,840	170	30,842,080	170	30,842,080
	751 ~	562,933	118,215,930	242	136,229,786	220	123,845,260	240	135,103,920	240	135,103,920
従量使用料計		2,630,151	328,986,150		378,798,118		347,532,710		379,463,550		379,463,550
合 計			381,985,350		439,747,198		435,864,710		467,795,550		441,295,950
				比率	102.5%	比率	101.6%	比率	109.1%	比率	102.9%

経営戦略における令和9年度の使用料収入
(428,863,401円)に対する充足率

- 改定案①: 基本使用料1,000円/m³、0~10m³区分については従量単価据置
 - 改定案②: 基本使用料1,000円/m³、0~10m³区分から従量単価値上げ
 - 改定案③: 基本使用料 700円/m³、0~10m³区分から従量単価値上げ
- いずれの案も経費回収率は100%を満たしています。

第4回審議会（令和8年6月8日）の振り返り

4

想定利用者別影響試算

改定案①②は、使用水量が少ない使用者ほど負担率が高くなります。
（青い囲み部分）

【月額】

利用者区分	現行	改定案①			改定案②			改定案③		
	月使用料	月使用料	負担増		月使用料	負担増		月使用料	負担増	
① 8m³/月 (高齢者単身世帯・低使用層)	1,188	1,628	440	37%	1,716	528	44%	1,386	198	17%
② 25m³/月 (標準世帯・3～4人家族)	3,300	3,905	605	18%	4,180	880	27%	3,850	550	17%
③ 50m³/月 (二世帯住宅・多人数世帯)	6,820	7,700	880	13%	8,250	1,430	21%	7,920	1,100	16%
④ 100m³/月 (飲食店・小規模事業所)	14,520	15,950	1,430	10%	17,050	2,530	17%	16,720	2,200	15%
⑤ 1,000m³/月 (大規模工場・特定排水対象)	179,520	190,850	11,330	6%	204,600	25,080	14%	204,270	24,750	14%

【年額】

利用者区分	現行	改定案①			改定案②			改定案③		
	年使用料	年使用料	負担増		年使用料	負担増		年使用料	負担増	
① 8m³/月 (高齢者単身世帯・低使用層)	14,256	19,536	5,280	37%	20,592	6,336	44%	16,632	2,376	17%
② 25m³/月 (標準世帯・3～4人家族)	39,600	46,860	7,260	18%	50,160	10,560	27%	46,200	6,600	17%
③ 50m³/月 (二世帯住宅・多人数世帯)	81,840	92,400	10,560	13%	99,000	17,160	21%	95,040	13,200	16%
④ 100m³/月 (飲食店・小規模事業所)	174,240	191,400	17,160	10%	204,600	30,360	17%	200,640	26,400	15%
⑤ 1,000m³/月 (大規模工場・特定排水対象)	2,154,240	2,290,200	135,960	6%	2,455,200	300,960	14%	2,451,240	297,000	14%

第4回審議会（令和8年6月8日）の振り返り

第4回審議会での審議の結果

改定案③：基本使用料を700円とし、従量使用料の値上げで賄う。

●改定後料金

種類	区分	使用水量	現行	改定案	現行差
一般排水	基本使用料		600 円	700 円	100 円
	従量使用料	0 m ³ を超え 10 m ³ まで	60 円	70 円	10 円
		10 m ³ を超え 30 m ³ まで	120 円	140 円	20 円
		30 m ³ を超え 50 m ³ まで	130 円	150 円	20 円
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	140 円	160 円	20 円
		100 m ³ を超え 750 m ³ まで	150 円	170 円	20 円
特定排水	基本使用料		600 円	700 円	100 円
	従量使用料		750 m ³ を超える分	240 円	30 円

●改定後使用料の水量別イメージ

使用水量	現行	改定案	現行差
10 m ³	1,320 円	1,540 円	220 円
一般家庭標準水量 25 m ³	3,300 円	3,850 円	550 円
30 m ³	3,960 円	4,620 円	660 円
50 m ³	6,820 円	7,920 円	1,100 円
100 m ³	14,520 円	16,720 円	2,200 円
750 m ³	121,770 円	138,270 円	16,500 円
1,000 m ³	179,520 円	204,270 円	24,750 円

第4回審議会（令和8年6月8日）の振り返り

6

第4回審議会での審議の結果

改定案③：基本使用料を700円とし、従量使用量の値上げで賄う。

採用となった根拠

- 基本使用料の値上げ率を抑えていることから、改定案①、②と比較して低使用層の負担増を低減しています。
- 従量使用料は20円/㎡（税抜）の値上げを基本としますが、0~10㎡区分の従量使用料は10円/㎡（税抜）の値上げとすることで、低使用層の負担軽減を図っています。さらに、751㎡以上の区分については30円/㎡の値上げとすることで、大規模使用者に多く負担いただくこととしています。（改定案②と同様）
- この結果、負担増率は①区分が17%、⑤区分が14%と、概ね同程度となっています。

改定案①、②と比較し、住民負担の軽減と使用水量による負担のバラつきが少なく、負担の公平性を保つことが出来ることから審議の結果、採用となりました。

第5回審議会

報告：経費の削減について

削減案：下水道使用料請求回数の見直しを検討

下水道使用料の改定に合わせ、下水道事業にかかる経費の見直し、削減を考えています。各種支払いのうち、削減できる内容を吟味したところ「郵便代」「口座振替手数料」等が削減できるのではないかととなりました。

【他市町の状況】

他市町は、上水道事業を独自で行っているため、次回の上下水道使用料の口座振替請求の通知と前月の口座振替にかかる領収書を上水道の検針票に記載し、ポストインすることで口座振替通知にかかる郵送料コストはかかっていません。

【愛荘町の状況】

愛荘町の上水道は愛知郡水道事務所が管理していることから、他市町のように上水道検針票に下水道使用料請求額、前月分領収書を記載することが出来きないため、請求通知、領収書を印刷し、郵送しています。下水道使用料の口座振替案内と領収書のハガキ発行を廃止することも検討しましたが、地方自治法施工令において使用者に必ず通知しなければならないものとしており廃止はできません。

参考：令和8年7月分 納付書郵送件数：1,100件 口座振替ハガキ郵送件数：6,061件

第5回審議会

報告：経費の削減について

削減案：下水道使用料請求回数の見直しを検討

下水道使用料を毎月請求から2か月に1回の請求にすることで郵送コスト等の削減が可能です。

○メリット

①郵便代、口座振替の手数料等(銀行・コンビニ手数料が今までの半分になります。)

参考：R7 年間郵便代 7,843,000円→3,921,500円

参考：R7 年間手数料等 1,751,315円→ 875,657円

年間約480万円の経費削減が出来ます

②請求にかかる印刷、封入作業等の事務負担の軽減が可能となり、他の業務に注力出来ます。

③使用料の改定に合わせ請求回数変更の周知が同時に出来ます。また、使用料改定をしながら経費削減を行うアピールが出来ます。

●デメリット

①使用料改定+2か月分の請求となるため割高感が出る。口座振替で残高不足件数が増える可能性が懸念されます。

②大口使用の企業によっては資金繰りが困難になるかもしれません。

第5回審議会

報告：経費の削減について

削減案：下水道使用料請求回数の見直しを検討

東北部処理場管内市町の請求月の状況

★参考

長浜市：合併前の地域によって毎月、隔月請求が混在。

米原市：隔月請求を実施している。

彦根市：隔月請求を実施している。

多賀町：毎月請求を実施している

甲良町：毎月請求を実施している。

豊郷町：毎月請求を実施している。

東近江市：毎月請求を実施している。

※彦根市では2ヵ月に1度の支払いが困難な方、大規模企業については、申出により毎月請求を実施しています。

毎月請求をしている市町が多いですが、管内他市町は資料9ページに記載のとおり、当町以外は上水道事業を実施していることから検針票で下水道使用料の領収等を兼用することが出来るため、当町の金額ほど郵送コストはかかっておらず請求回数変更の必要がありません。

請求回数の見直しについては、電算システムの改修、用紙のレイアウト変更等を伴いますので経費削減に向け、関係機関、システム会社と検討を進めていきます。

第5回審議会

議事②：井戸水世帯の水量設定について

- 愛荘町では上水道以外の水を使用している世帯は、1か月に世帯員一人あたり8m³で使用水量を計算しています。
- 東北部処理場管内市町の井戸水の水量設定状況（黄色が8m³/1人・月）

	長浜市	米原市	彦根市	多賀町	甲良町	豊郷町	東近江市
井戸水 使用量 1人/月	7 m ³	8 m ³ ただし5人目以降 は1人/月 4 m ³ 計算	7 m ³	7 m ³	8 m ³	8 m ³	8 m ³
根 拠	昔からの名残りのため不明	市内一般家庭の平均から	昔からの名残りのため不明	昔からの名残りのため不明	町内一般家庭の平均から	町内の一般家庭の平均から。審議会に昔に決定している	市内一般家庭の平均から

- 愛荘町が上水道以外の水を8m³/1人・月としている根拠

合併前、秦荘地区は使用している水源に関係なく1か月に世帯員一人あたり7m³で下水道使用料が算定されていました。平成21年度の審議会において、世帯員一人1か月7m³換算世帯が実際にどれだけ上水道を使用しているか水量調査を行ったところ、人数換算の使用水量が上水道使用水量より少ないということが判明しました。このことから上水道使用水量の実態に合わせ、1か月に世帯員一人あたり8m³に見直しを行っています。

第5回審議会

議事②：井戸水世帯の水量設定について

■ 審 議

- 井戸水世帯（上水道以外の水）の使用水量換算について、現行の $8\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{月}$ を継続することについてご審議をお願いいたします。

第5回審議会 議事③：答申案について

- 第5回審議会の開催案内に答申書案を同封し、委員の皆様から答申案に対する意見をご提出いただきました。
 - 回答件数 8件(8月20日現在)
 - 答申案に対する意見無し 5件
 - 答申案に対する意見有り 3件
- いただいたご意見は次ページ

■ 意見1(1ページ:文言修正)

答 申 案	意 見
1. はじめに 下水道は、日常生活における汚水进行处理することで、住宅やその周辺から発生する悪臭や害虫発生の防止を図り、快適な住民生活を維持していくために欠かすことのできないインフラの一つであり、将来にわたってその経営を継続し、安定的な下水道サービスを提供しなければなりません。	1. はじめに 下水道は、日常生活における汚水进行处理することで、住宅やその周辺から発生する悪臭や害虫発生の防止を図り、快適な住民生活を維持していくために欠かすことのできないインフラの一つであることから、本町は将来にわたってその経営を継続し、安定的な下水道サービスを提供しなければなりません。

■ 意見2(2ページ(1)下水道使用料改定について段落2以降:文言修正)

答 申 案	意 見
現在の下水道使用料単価は約133円/m³(令和7年度決算)であり、国が「収支構造の適正化に向けた社会資本整備総合交付金等の交付要件について」(令和2年度)で求める全国平均単価の150円/m³を下回っており、15年以上使用料改定を行っていない団体であることから、使用料の見直しが求められています。	現在の下水道使用料単価は約133円/m³(令和7年度決算)であり、国が「収支構造の適正化に向けた社会資本整備総合交付金等の交付要件について」(令和2年度)で求める全国平均単価の150円/m³を下回っており、15年以上使用料改定を行っていないことから、今後、施設の更新等で国庫補助金を受けるには使用料の見直しが求められています。

■ 意見3(4ページ段落2以降:文言修正)

答 申 案	意 見
よって今回の改定では、現行の使用料体系を維持することで、基本使用料単価と従量使用料単価を全て一律改定することが適当です。 また、特定排水の使用料については、一般排水と同様に、「基本使用料と従量使用料」単価を改定することが適当です。	よって今回の改定では、現行の使用料体系を維持することで、基本使用料単価と従量使用料単価を改定することとします。 また、特定排水の使用料については、一般排水と同様に、「基本使用料と従量使用料」単価を改定することとします。

その他の意見

- 今までの一般会計からの多額の補助はそのままでもいいのか？
(2ページの(1) I 中段部分の文言)
5ページの付帯意見に繰入金に関する文言を入れてみました。

3. 附帯意見[←]

- ①下水道使用料改定は、使用者の生活等への影響が大きいことから、町は可能な限り、下水道使用料改定率の低減化を図り、住民及び事業者の負担増を抑える必要があります。[←]
- ②国の指針では、適正な使用料について原則5年ごとに検討を行い、必要に応じて使用料改定を実施するよう示されています。今後においても郵送料や各種手数料といった削減可能な支出の見直し等、一般会計からの繰入金に頼らない経営の合理化による事業費の縮減及び下水道使用料改定以外の収入財源の確保に一層努め、引き続き経営努力を行うことを切望します。[←]

その他の意見

➡ 節水機器普及の文言は必要か？

一般会計からの補助（基準外繰入金）は、令和7年度において約1億5千万円であり、毎年、同程度の基準外繰入金を受け入れています。◀

下水道整備区域を拡張する時代は、新規利用者の増加等、使用料収入の増収となる要因がありましたが、下水道整備区域の概成、近年では人口減少や**節水機器の普及等**により、下水道使用料の大幅な増収は期待できません。加えて、今後は下水道施設の老朽化による施設・設備の更新費用の増加が見込まれ、下水道事業の経営環境は厳しさを増すとともに、少子高齢化の進行や新たな行政課題への対応等により、下水道事業だけでなく町の財政状況は更に厳しくなることが懸念されます。◀

2ページの(1)中段を抜粋

第5回審議会 議事③：答申案について

➡ 審 議

- ➡ 提出された意見を答申案に盛り込むことについて
ご審議をお願いいたします。

答 申

- 当審議会から町長へ答申を行います。
準備が整うまでしばらくお待ちください。